

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

1 公表案件名

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例の違反案件の公表について

2 条例に違反した者の氏名及び住所

氏名 高橋農園 高橋 秀雄（行為者）

住所 岐阜県瑞浪市稲津町小里148番地1

3 公表に係る事実行為

行為者は、豊田市北一色町梅ノ木960番23ほか9筆において、平成30年9月26日に条例第15条第1項の規定による承認を受け、開発事業を行っているが、開発事業の内容を条例第17条第1項の承認を受けずに変更し、その施工内容は、条例第15条第3項第2号の規定による基準に違反していると認められる。

当市は、令和2年3月25日付けで、行為者に対し条例第28条第2項に基づき、（1）開発事業を中止すること、（2）開発事業の中止に当たって、開発事業で行った盛土法面の勾配を、豊田市開発事業に係る手続等に関する条例施行規則（平成29年規則第3号。以下「規則」という。）第11条第4号アに適合させること、（3）開発事業の中止に当たって、汚濁水の流出防止のため、小堤工及び土砂流出防止柵を設置することを勧告したが、履行期限の令和2年5月13日までに履行しなかった。

その後、当市は2度の文書催告や現地での指導を行ったが、履行しなかったため、令和2年9月1日付けで条例第29条第2項に基づき、当該開発事業について、盛土法面の勾配を、規則第11条第4号アに適合させるとともに、汚濁水の流出を防止するための小堤工及び土砂流出防止柵を設置した上で中止することを命令したが、履行期限の令和2年9月30日までに正当な理由なく履行しなかった。